

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会議の名称	第33回鳥栖市地域公共交通会議 第33回鳥栖市地域公共交通活性化協議会 合同会議		
開催日時	令和2年2月28日(金) 15:00～	開催場所	市役所3階大会議室
出席者数	22人	傍聴人数	0人
議 題	議案第1号 鳥栖市地域公共交通会議設置要綱の改正及び鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約の廃止について(案) 議案第2号 鳥栖市地域公共交通網形成計画について(案)		
配布資料	議案第1号 鳥栖市地域公共交通会議設置要綱の改正及び鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約の廃止について(案) 議案第2号 鳥栖市地域公共交通網形成計画について(案)		
所 管 課	(課名) 国道・交通対策課 (電話番号) 85-3602		

協 議 （ 議 事 ） 録

議 題	第 33 回鳥栖市地域公共交通会議及び第 33 回鳥栖市地域公共交通活性化協議会 合同会議
日 時	令和 2 年 2 月 28 日（金） 15 時 00 分～16 時 00 分
場 所	3 階大会議室
出席者	<p><委員></p> <p>井上委員、伊佐委員、橋本委員、高松委員（代理：伊藤氏）、多々良委員、本田委員、江上委員、大石委員、藤委員、肥山委員、今村委員、小石委員、野崎委員、杉野委員、松雪委員、香月委員（代理：古賀氏）、岩永委員（代理：宮崎氏）、松原委員</p> <p><事務局></p> <p>国道・交通対策課 4 人</p>

≪結果≫

議案第 1 号 鳥栖市地域公共交通会議設置要綱の改正及び鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約の廃止について（案）【承認】

議案第 2 号 鳥栖市地域公共交通網形成計画について（案）【承認】

≪意見等≫

議案第 1 号 鳥栖市地域公共交通会議設置要綱の改正及び鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約の廃止について（案）

議 長：法改正により鳥栖市地域公共交通会議設置要綱を改正する必要がある場合どうするのか。

事務局：根拠法令の改正により設置要綱の改正が必要になれば、来年度要綱の改正についてご提案をするよう考えている。

議 長：鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約では監事を置くこととなっているが、地域公共交通会議に監事は必要ないのか。

事務局：現時点では補助金を受ける予定はないため、今後補助金を受ける場合は、監事を設置する。

議案第 2 号 鳥栖市地域公共交通網形成計画について（案）

委 員：ミニバスの定義はどこかに書いてあるのか。一般の市民にとって、ミニバスは高齢者が利用する乗り物というイメージがあるのでは。高齢者に限らず誰でも使えると記載されていれば利用者の理解が得やすいのではないか。

事務局：計画の中で、ミニバスの定義については明言していない。おっしゃる通り、ミニバスはご高齢の方々に多くご利用いただいているが、利用を高齢者に限定しているものではない。また、地域の方とお話をする際に、子育て世代の方から利用したいというお声をいただいた。来年度以降ルートの見直しなどで地域の方とお話しさせていただくなかで、ミニバスはどなたでもご利用いただけることを情報周知したい。

委 員：若い方やお子さんにご利用いただくために、興味をもってもらえるようなラッピングにすれば良いのではないかと思う。